

令和6年(2024年)4月1日～開始

安心して子育てが
できる環境づくり

『新生児聴覚検査』の費用を助成します

新生児聴覚検査は、聴覚障害を早期に発見し、できるだけ早い段階で適切な療育（治療と教育）を提供できるようにするため、新生児を対象に行う「耳の聞こえ」の検査です。赤ちゃんが感じる苦痛は全くありません。赤ちゃんの見た目だけではわかりにくく、早期に発見をするための大切な検査です。出生した医療機関等において、生後3日目頃に行います。

対象者

次の①と②の両方を満たす方

- ①令和6年（2024年）4月1日以降に新生児聴覚検査を受けられた赤ちゃん
- ②下関市に住民登録（新生児聴覚検査の初回検査日時点）がある母親が出産した生後1月までの赤ちゃん

対象検査

自動聴性脳幹反応検査（AABR）または、耳音響放射検査（OAE）

*新生児が自然に眠っている間に機器を用いて刺激音（ささやき声程度）を与え、脳の反応波を検出し、自動的に判定を行います。

回数

対象者1人につき、上記検査のいずれか1回（初回検査）



料金

市による公費負担（無料）*山口県内の医療機関で受診した初回検査に限ります。

*ただし、この検査に含まれていない項目等が行われた場合は、その費用は自己負担となります。

受診票

令和6年（2024年）3月31日までに母子健康手帳を受け取られ対象となる方	市内の医療機関に新生児聴覚検査受診票（同意書）及び連絡票を置いてありますので、検査時にご使用ください。
令和6年（2024年）4月1日以降に母子健康手帳を受け取られ対象となる方	母子健康手帳交付時に新生児聴覚検査受診票（同意書）及び連絡票を配布いたします。

*新生児聴覚検査の結果は山口県内の医療機関から市に通知されます。

*必要に応じて市の保健師等が対象者の保護者に連絡等を行う場合があります。

県外の場合

＜県外の医療機関にて新生児聴覚検査を受ける場合・・・＞

県外の医療機関にて受診票が使用できるか確認が必要であるため、健康推進課母子保健係へ事前にご連絡をお願いいたします。



*受診票が使用できない医療機関では、一度自費でお支払いいただき、償還払いの申請ができます。（申請により後日返金。なお、対象となる費用は、本市の検査に該当する部分のみのため、初回検査であっても無料とならない場合があります。）

また、対象となる方で既に令和6年（2024年）4月1日以降に自費で検査を受けられた方も償還払いの申請ができますので、健康推進課母子保健係へご連絡をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

下関市保健部健康推進課

母子保健係 Tel (083)231-1447